

市民の皆様には市役所の人事・給与・サービスの状況をご理解いただくため、市では条例に基づき、人事行政運営状況を公表します

市職員の給与などを 公表します

職員の給与の状況

1. 職種別給料月額状況(H20.4.1現在)

職種	月額	平均年齢
一般行政職	305,700円	39.9歳
技能労務職	294,700円	44.1歳
医療職	医師	525,900円
	薬剤師等	304,400円
	看護師等	329,000円

2. 部門別職員数の状況(H20.4.1現在)

区分	職務分類	職員数	構成比
1級	主事	27	10.7
2級	主事	38	15.0
3級	係長	98	38.7
	参事		
4級	課長補佐	47	18.6
	係長		
5級	課長	28	11.0
	課長補佐		
6級	課長	10	4.0
	審議員		
7級	部長	5	2.0
計		253	100

※阿蘇市給与条例に基づく給料表の区分による職員数。

3. 初任給基準(H20.4.1現在)

一般行政職		技能労務職	
大学卒	高校卒	高校卒	中学卒
172,200	140,100	137,200	129,200

医療職(医師)		医療職(薬剤師等)	
博士課程終了	大学6卒	大学卒	短大3卒
323,600	237,700	178,200	167,000

医療職(看護師等)		
短大3卒	短大2卒	准看護師養成所卒
188,900	180,500	153,300

5. 期末・勤勉手当(H20.4.1現在)

	6月期	12月期	計
期末手当	1.4月分	1.6月分	3.0月分
勤勉手当	0.75月分	0.75月分	1.5月分

※職務の級などによる加算措置があります。

職員の任免および職員数に関する状況

1. 職員の採用・退職の状況(H19.4.1~H20.3.31)

区分	採用	退職
一般行政職	4人	16人
医療職	2人	3人
技能労務職	0人	0人

2. 部門別職員数の状況(H20.4.1現在)

区分	職員数		対前年 増減数	
	平成19年度	平成20年度		
一般行政	議会	3人	3人	0
	総務	86人	85人	△1
	税務	19人	18人	△1
	民生	104人	97人	△7
	衛生	21人	20人	△1
	農林水産	37人	34人	△3
	商工	14人	14人	0
	土木	22人	21人	△1
小計	306人	292人	△14	
教育	45人	43人	△2	
普通会計計	351人	335人	△16	
公営企業等	水道	11人	12人	1
	下水道	7人	6人	△1
	病院	93人	91人	△2
	その他	18人	23人	5
	小計	129人	132人	3
総計	480人	467人	△13	

※各部門は、「定員管理調査」に基づく区分・職員数です。

4. 主な職員手当の状況(H20.4.1現在)

区分	内容
扶養手当	配偶者：月額13,000円 配偶者以外の扶養親族：1人につき 月額6,500円 配偶者がいない場合の1人目：月額11,000円 ※なお、16~22歳の子の場合には、5,000円加算されます。
住居手当	借家・借間住居者： 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に応じ、月額27,000円を上限として支給 持家所有者：月額3,500円
通勤手当	交通機関等利用者： 運賃の額に応じ月額55,000円を上限として支給 自家用車等利用者： 通勤距離に応じ、月額13,700円を上限として支給

管理職手当：課長補佐以上の管理職に対して支給
部長：45,000円、課長・支所長・院長・事務局長：35,000円、
審議員：30,000円、課長補佐・次長・室長・所長・園長・事務長・館長・
副院長・総看護師長：25,000円、技師長・薬局長・看護師長：15,000円
※平成20年度については、6割カット
特殊勤務手当：平成18年度から当分の間、支給凍結

職員の分限及び懲戒処分・サービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当っては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為の禁止規定に違反した場合は懲戒処分の対象となります。

1. 分限処分者数(平成19年度)

処分事由	降任	免職	休職	降級	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	3	0	3
職に必要な適正を欠く場合	1	0	0	0	1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に起訴された場合	0	0	0	0	0

2. 懲戒処分者数(平成19年度)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	1	1	0	2
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

職員研修の状況

1. 職員研修の状況(平成19年度)

研修名	回数	参加者数
平成19年度自治体女性中堅職員研修	1	1
市長会県下14市女性職員研修会	1	3
人権同和問題研修会	2	135
情報セキュリティ研修	1	28
法制執務研修	2	80

公平委員会に係る業務の状況

1. 職員研修の状況(平成19年度)

継続件数:0件
措置要求件数:0件

2. 不利益処分に関する不服申立の状況(平成19年度)

継続件数:0件
措置要求件数:1件

問い合わせ先:
総務課 人事係 TEL22-3111

職員の勤務時間・勤務条件

1. 勤務時間・休憩・休息時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	休息時間
40時間	8:30	17:15	45分	30分

休憩時間:12:15~13:00

休息時間:12:00~12:15 15:00~15:15

※勤務場所により、上記と異なる勤務形態の場合があります。

2. 一般職の年次有給休暇取得状況(H19.1.1~H19.12.31)

対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数	取得率
215	8007	2424.8	11.3	30.0

対象職員数は、H19.1.1~H19.12.31の全期間を在籍した一般職に限ります。

3. 休暇制度

区分	内容
有給休暇	年次休暇 1年につき20日間付与(前年度に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越)
	病欠休暇 負傷又は疾病のため療養を要する場合、必要最小限と認められる休暇を付与
	結婚休暇 結婚する職員に対し最大5日間付与
	産前・産後休暇 出産予定日の8週間前の日から出産の日まで、及び出産の翌日から8週間を経過するまでの期間付与
特別休暇(主なもの)	親族の死亡休暇 親族の続柄及び死亡時の生計関係に応じ、最大7日間付与
	夏季休暇 7~9月の間において、4日間付与
	子の看護休暇 中学校始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合で、1年度に5日の範囲内で付与
無給休暇	介護休暇 配偶者・父母・子、配偶者の父母などで、負傷・疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、6月を限度として必要な休暇を付与
	組合休暇 組合活動に従事する場合に1年度に最大20日付与

職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 健康診断の状況

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	186
定期健康診断	203

1. 健康診断の状況

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金熊本県支部	3件